

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険(資格・給付)関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上市町は、国民健康保険(資格・給付)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

上市町長

公表日

令和8年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険(資格・給付)関係事務
②事務の概要	国民健康保険法や高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、次の事務を行う。 ・被保険者の資格の異動等に関する事務 ・保険給付の支給等に関する事務 ・保健事業に関する事務 ・オンライン資格確認等システム稼働に伴う資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	国民健康保険資格システム 国保総合システム KDBシステム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 国民健康保険(資格)システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格・給付特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記。) 第9条第1項、第2項、第19条第6号及び別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 [情報提供の根拠] 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173) [情報照会の根拠] 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (69, 70) [オンライン資格確認の業務] 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上市町総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-0353 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 電話番号:076-472-1111 ファックス番号:076-472-1115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	上市町特定個人情報等取扱マニュアルに基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。また、特定個人情報を取り扱う職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、年に一度は特定個人情報の適正な取扱いに関する研修を実施し、人為的ミス発生の原因や対策等に関する教育を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	上市町特定個人情報取扱マニュアル及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類は施錠可能な書棚等への保管を徹底し、特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存する等の対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	情報ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	(1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109の項)	(1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,119の項)	事前	
平成28年9月6日	1. 特定個人情報ファイルを ③システムの名称	国民健康保険資格システム 国保総合システム KDBシステム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー	国民健康保険資格システム 国保総合システム KDBシステム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保情報集約システム	事前	
平成28年4月1日	I-5評価実施機関における 相当数量(②所属長)	町民課長 堀内英一	町民課長 酒井紀明	事後	人事異動による変更
平成28年7月30日	II-1しきい値対象人数、2取 扱人数(いつ時点の計数か)	2014/12/1	2017/4/1	事後	定期的な見直しによるもの
平成30年7月2日	I-5評価実施機関における 相当数量(②所属長の役職)	町民課長 酒井紀明	町民課長	事後	様式の変更によるもの
平成30年4月1日	II-1しきい値対象人数、2取 扱人数(いつ時点の計数か)	2017/4/1	2018/4/1	事後	定期的な見直しによるもの
平成31年1月1日	IVリスク対策	—	(追加様式)	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	II-1しきい値対象人数、2取 扱人数(いつ時点の計数か)	2018/4/1	2019/4/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和2年4月1日	II-1しきい値対象人数、2取 扱人数(いつ時点の計数か)	2019/4/1	2020/4/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和2年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイル を扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の届出による資格の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、診療報酬明細書の点検・管理、高額療養費等の給付処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の届出による資格の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、診療報酬明細書の点検・管理、高額療養費等の給付処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴確認事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」と表記。)	事前	
令和2年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイル を扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム 国保総合システム KDBシステム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保情報集約システム	国民健康保険資格システム 国保総合システム KDBシステム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年4月1日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項)	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記。)第9条第1項 別表第一(30の項) ＜オンライン資格確認の準備事務＞ 番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 番号法別添の1の事務命令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年4月1日	I-4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,119の項) [別表第二における情報照会の根拠] (42. 43の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項) [別表第二における情報照会の根拠] (42. 43の項) ＜オンライン資格確認の準備事務＞ 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年3月1日	II-1しきい値対象人数、2取 扱人数(いつ時点の計数か)	2019/4/1	2021/3/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和2年3月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	根拠法の改正によるもの
令和2年9月1日	II-1しきい値対象人数、2取 扱人数(いつ時点の計数か)	2021/3/1	2021/9/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和2年2月26日	IV-8手を介在させる作業 (人為的ミスが発生するリスク)		十分である	事後	新様式への移行による
令和2年2月26日	IV-8手を介在させる作業 (判断の根拠)		上市町特定個人情報等取扱マニュアルに基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、特定個人情報を取り扱う職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、年一度は特定個人情報の適正な取扱いに関する研修を実施し、人為的ミス発生の原因や対策等に関する教育を行っている。	事後	新様式への移行による
令和2年2月26日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		⑧特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式への移行による
令和2年2月26日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		上市町特定個人情報取扱マニュアル及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類は施設内での書類等への保管を徹底し、特定個人情報記録された書類を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存する等の対策を行っている。	事後	様式の改正によるもの
令和2年5月26日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の届出による資格の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、診療報酬明細書の点検・管理、高額療養費等の給付処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴確認事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」と表記。)	国民健康保険法や高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、次の事務を行う。 ・被保険者の資格の異動等に関する事務 ・保険給付の支給等に関する事務 ・保健事業に関する事務 ・オンライン資格確認等システム稼働に伴う資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	定期的な見直しによるもの
令和2年5月26日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1項 別表第一(30の項)	第9条第1項、第2項、第19条第6号及び別表44の項 「番号法第19条第8号	事後	法改正によるもの
令和2年5月26日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項) [別表第二における情報照会の根拠] (42. 43の項) ＜オンライン資格確認の準備事務＞ 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	[情報提供の根拠] 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173) [情報照会の根拠] 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(69, 70) [オンライン資格確認の業務] 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	法改正によるもの
令和2年5月26日	II-1しきい値対象人数、2取 扱人数(いつ時点の計数か)	2021/3/1	2025/5/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和8年4月1日	③システムの名称	国民健康保険資格システム 国保総合システム KDBシステム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険資格システム 国保総合システム KDBシステム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 国民健康保険(資格)システム(ガバメントクラウド上の標準集約システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準集約システム)	事後	システムの標準化によるもの
令和8年5月1日	II-1しきい値対象人数、2取 扱人数(いつ時点の計数か)	2025/5/1	2026/5/1	事後	定期的な見直しによるもの